

- これまで府県制度を巡っては、道州制をはじめとする様々な議論がなされてきているが、実現していないということは、抵抗や問題点が多いということ。
- 道州制のこれまでの議論をたどると、道州制導入を主張する根拠が変化してきている。
初期は効率性が根拠とされていたが、現在は地方分権が根拠となっている。
しかし、道州制で国の内政全般に関する権限まで地方に移譲するなど過剰な地方分権を進めると、国の責任放棄や、州ごとにバラバラの政策になるおそれが生じる。
- ヨーロッパでは道州制を導入している国々がある。道州制の議論にあたっては人口や面積の規模だけではなく、機能面も考慮する必要がある。
- 道州制の議論は、人口等の規模で議論するよりも、立法権や行政権等の権能を国と州との間でどのように配分するのかという観点から議論すべき。
- 州の長の選出方法は、直接公選制とすれば、長の暴走や官僚主導になるおそれがある。
議院内閣制も検討する必要がある。
- 道州の執行機関の権限は、現行の知事の権限と同等とすることにこだわる必要はなく、地方自治法の枠組みから離れて検討してもよい。
- 日本が人口減少の衰退局面にあって、どのような地方制度を構築していくのか。集中と過疎、効率の良し悪しだけでなく、絶対量が少なくなる中、どうサービスを提供していくのかを考える必要がある。
- 地方都市の衰退を防ぐためには、県庁所在地機能とインフラ整備の両方が必要である。